

子育て世帯に対して、

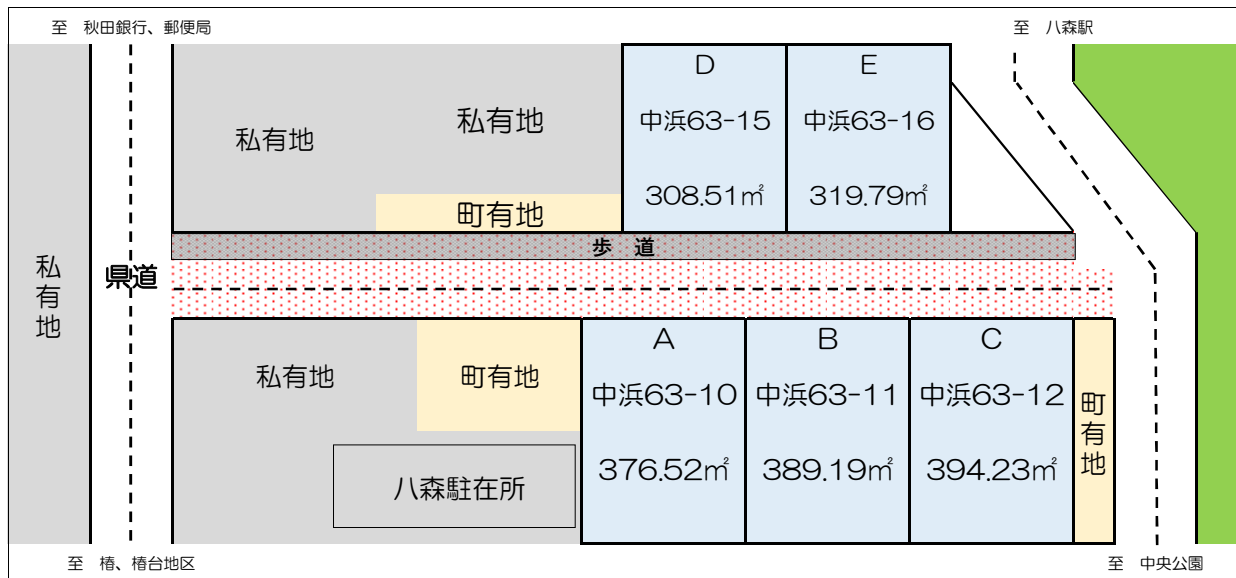
令和5年10月10日発行 八峰町総務課

宅地(旧八森役場庁舎跡地)
を無償譲渡します。



< 分譲概要 >

- 所在地 : 八峰町八森字中浜63番地内
- 分譲区画数 : 5区画
- 分譲価格 : 0円/㎡(税込価格)
- 区画面積 : 下記図面のとおり
- 地目・用途地域 : 宅地、用途地域外
- 建ぺい率・容積率 : 無指定
- 道路 : 車道幅員6.0mアスファルト舗装(片側歩道あり)
- 交通 : JR「八森駅」から徒歩3分、秋北バス「八森駐在所」から徒歩1分
- 文教 : 八森子ども園(1.1km)、八森小学校(1.6km)、八峰中学校(11.5km)
- その他 : 「八峰町住まいづくり応援事業(新築支援事業)」との併用可能。



< 申込者の資格 >

《世帯に関する要件》

- 子育て世帯であること。

子育て世帯とは？

貸付申請時において、夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯又は高校生までの子を扶養している世帯をいいます。

- 世帯員の全員に税等の滞納がないこと。ただし、移住者については、従前住所地において、納付すべき税等に滞納がないこと。
- 世帯員の全員が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。

《宅地利用に関する要件》

- 貸付契約日から3年以内に、自己の居住する住宅を建築し、かつ居住(住民登録)しなければならない。

《施工に関する要件》

- 施工業者は、認定施工業者であること。

認定施工業者とは？

「八峰町住まいづくり応援事業指定工事店」(平成30年度～)又は「八峰町住宅リフォーム支援事業指定工事店」(平成22年度～平成29年度)の認定を受けた町内の建設業者等をいいます。

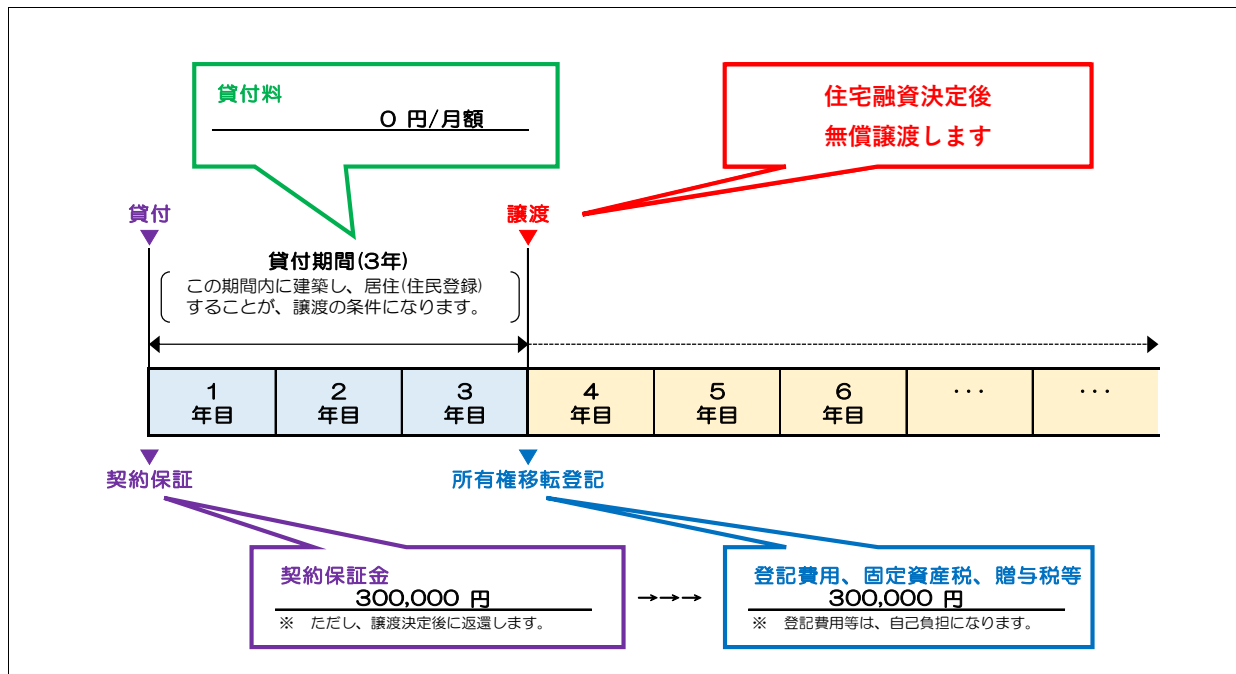
- 宅地を工場、事務所、店舗等の専用の用に供しないこと。

《その他要件》

- 地域・自治会行事等に積極的に参加すること。
- 周辺の環境を阻害する行為及び公害を発生させる行為を行わないこと。

次ページへ

< 譲渡までの流れ >



< 申込み方法 >

《必要な書類》

- 八峰町定住促進住宅用宅地貸付申請書(様式第1号)
- 本人及び同居しようとする者全員が記載された住民票
- 本人及び同居しようとする者全員の町税等の完納を証明する書類
- 誓約書兼同意書(様式第2号)
- 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

※ 申込用紙は、町のホームページからダウンロードできます。

《申込み期限》

令和6年1月15日(月)～令和6年3月29日(金)までです。

※全ての区画において、借受人が決定した時点で申し込みの受付は終了します。

《提出先》

八峰町総務課 管理契約係

< 選考方法 >

申込期限毎に申込者の資格等を審査し、次に掲げる方法により、借受人を決定します。

- 1区画の公募に対して、申込人が1人の場合は、その者を借受人(譲受人)に決定します。
- 1区画の公募に対して、1期限内において申込人が複数の場合は、申込人又は申込人の代理人による抽選により、借受人(譲受人)を決定します。

< 担当課 >

八峰町総務課 管理契約係 TEL. 0185-76-4601